

○金融庁告示第七号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

金融庁長官 細溝 清史

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 算入可能適格流動資産の合計額 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第六十号。以下「銀行流動性カバレッジ比率告示」という。）第八条において読み替えて準用する第三条

第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額若しくは同項に規定する算入可能適格流動資産の合計額又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成二十六年金融庁告示第六十二号）第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。

二 日次平均の値 別紙様式第一号から第三号までに記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。

（単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第二条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び単体流動性リスク管理に係る開示事項とする。

2 前項の「単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、単体流動性カバレッジ比率（銀行流動性カバレッジ比率告示

第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項

3 第一項の「単体流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、銀行の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

三 その他流動性に係るリスク管理に関する事項

（単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第三条 規則第十九条の二第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、前条第二項に規定する単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。

(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項とする。

2 前項の「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率（銀行流動性カバレッジ比率告示第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項
- 二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項
- 三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

#### 四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

3 第一項の「連結流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、銀行の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

三 その他流動性に係るリスク管理に関する事項

(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 規則第十九条の三第三号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項(海外営業拠点(規則第十九条の二第一項ただし書に規定する海外営業拠点をいう。以下

同じ。)を有する銀行に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一 単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

二 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項とする。

2 前項の「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率(銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考とな

るべきもの第二条に定める連結流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

3 第一項の「連結流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は

第三号に掲げる事項については、銀行持株会社の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

三 その他流動性に係るリスク管理に関する事項

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項（海外営業拠点を有する銀行を子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項に規定する子会社をいう。）とする銀行持株会社及びその子会社等（同法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に係るものに限る。）は、連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項とし、その日次平均の値について、別紙様式第三号により作成するものとする。

## 附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十七年六月三十日（次条第一項において「適用日」という。）から適用する。  
（日次平均の値に係る経過措置）



第二条 第六条第二項及び第九条の規定の適用については、適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間は、これらの規定中「日次平均の値」とあるのは、「月次平均の値」とすることができる。

2 前項の「月次平均の値」とは、四半期の各月の末日又は最終の営業日（当該末日を除く。）における値の合計を三で除して得た値をいう。

（開示対象期間に係る経過措置）

第三条 海外営業拠点が四半期中途において銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を開始した銀行の当該四半期に対する第六条及び第九条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を四半期とみなす。

一 当該銀行業を開始した日から起算して当該日を含む月の末日までの日数が三十日以上の場合 当該銀行業を開始した日から当該日を含む四半期の末日までの期間

二 当該銀行業を開始した日から起算して当該日を含む月（四半期の最後の月を除く。）の末日までの日数が三十日に満たない場合 当該月の翌月の最初の日から当該日を含む四半期の末日までの期間

2 前項の規定により銀行の海外営業拠点が銀行業を開始した日から起算して当該日を含む月（四半期の最

後の月に限る。)の末日までの日数が三十日に満たないときは、当該月を含む四半期の翌四半期の最初の日を当該銀行業を開始した日とみなして、当該日を含む四半期について、第一条第二号、第六条、第九条及び前条第二項の規定を適用する。

3 第一項の規定により四半期とみなされた期間における前条第二項の規定の適用については、同項中「四半期」とあるのは「附則第三条第一項各号に定める期間」と、「三」とあるのは「当該期間における月の末日の数」とする。